

○障害者福祉サービス利用者負担の独自軽減に関する規則

平成19年3月22日

規則第10号

改正 平成20年7月1日規則第25号

平成21年4月1日規則第16号

平成21年7月1日規則第23号

平成22年3月25日規則第2号

平成24年2月7日規則第1号

平成25年4月1日規則第30号

平成26年4月1日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害福祉サービスのうち、通所施設・在宅サービス利用者の負担をにかほ市独自に軽減することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この軽減の対象となる人（以下「対象者」という。）は、にかほ市で障害福祉サービスの支給決定を受ける利用者（にかほ市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律実施要綱（平成25年告示第119号）による介護給付費等の支給決定を受ける者）とする。

(軽減の内容)

第3条 軽減の内容は次のとおりとする。

(1) 障害者に係る利用者負担の軽減

所得区分が一般世帯に属する人のうち、通所による施設サービス利用に係る支給決定を受けた人で、市民税所得額が16万円以上の負担上限額を9,300円とし、これを超える額を軽減する。

(2) 障害児に係る利用者負担の軽減

所得区分が一般世帯に属する人のうち、通所による施設サービス利用に係る支給決定を受けた人で、市民税所得割額が28万円以上の人の負担上限月額を4,600円とし、これを超える額を軽減する。

(3) 資産要件に係る利用者負担の軽減

通所施設・在宅サービス等の利用者負担について、資産が一定以上あって負担上限

月額軽減を受けられない人に対し、障害者にあつては負担上限額を9,300円、又障害児にあつては負担上限月額を4,600円とし、これを超える額を軽減する。

- (4) 補装具給付、日常生活用具給付、日中一時支援事業給付に係る利用者負担の軽減
補装具給付、日常生活用具給付、日中一時支援事業給付のサービスを利用する人については、自己負担額の1/2を軽減する。

(軽減の手續)

第4条 助成を受けようとする人は、「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費療養介護医療費)支給申請書兼利用者負担額減免・免除等申請書」、「障害者(児)等日中一時支援事業利用登録申告書」、「日常生活用具(給付・貸与)申請書」、「補装具費支給申請書」(以下「申請書等」という。)を提出するものとする。

2 市長は提出された申請書等により調査を行い、軽減の適否を決定する。軽減することを認定したときは「障害者自立支援サービス利用者負担軽減認定書」(様式第1号)を交付する。

(期間)

第5条 この事業の実施期間は、平成19年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日規則第25号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第16号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月1日規則第23号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月7日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規則第 30 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 17 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

障害者自立支援サービス等利用者負担額軽減認定書

福事発 第 号
年 月 日

様

にかほ市長



障害者自立支援サービス等利用者負担額のかほ市独自軽減については、下記のとおり決定しましたので通知します。

支給決定者氏名		受給者番号	
---------	--	-------	--

① 適用期間	年 月 日	～	年 月 日
--------	-------	---	-------

② 障害者自立支援サービスの利用者負担 上限額を右記のとおりとする。	軽減前	円
	軽減後	円

- ③ 以下の制度・サービス利用にあたり、発生する自己負担額の1/2を軽減する。
※ 算定にあたり1円未満の端数が生じた場合は、円未満の端数を切り捨てた額を自己負担額とする。
- 1) 身体障害(児)者補装具給付事業
 - 2) 障害者日常生活用具給付事業
 - 3) 障害者日中一時支援事業

○にかほ市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 実施要綱

平成25年4月1日

告示第119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律実施要綱（平成19年に
かほ市告示第89号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平
成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、障害者の日常生活及び
社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」
という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必
要な事項を定めるものとする。

（介護給付費等の支給申請）

第2条 省令第7条第1項、第34条の3第1項、第34条の3第1項又は第35条第
1項の規定による支給の申請は、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費
地域相談支援給付費 療養介護医療費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
（様式第1号）及び世帯状況・収入等申告書（様式第2号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、支給を決定したときは、（介護給付費 訓
練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費 療養介護医療費）支給決定
通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知
するとともに、省令第7条第1項又は第34条の3第1項による申請には障害福祉サー
ビス受給者証（様式第4号）を、省令第34条の3第1項による申請には地域相談支
援受給者証（様式第5号）を、省令第35条第1項による申請には療養介護医療費受給
者証（様式第6号）を当該申請者にそれぞれ交付するものとする。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、不支給を決定としたときは、（介護給
付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費 療養介護医療費）
支給申請却下決定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（障害程度区分の認定等）

第3条 市長は、法第21条第1項の規定により障害程度区分を認定したときは、障害程

度区分認定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支給決定の変更申請）

第4条 省令第17条の規定による変更申請は、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費 療養介護医療費）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第9号）により世帯状況・収入等を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、変更することと決定したときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 療養介護医療費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第10号）により、変更しないことと決定したときは、却下決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第5条 省令第20条第1項の規定による通知は、支給決定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

（申請内容の変更届出）

第6条 省令第22条第1項の規定による届出は、申請内容変更届出書（様式第12号）によるものとする。

（障害福祉サービス受給者証の再交付申請）

第7条 省令第23条第1項の規定による申請は、受給者証再交付申請書（様式第13号）によるものとする。

（特例介護給付費等の支給）

第8条 市長は、支給決定障害者等が、基準該当障害福祉サービスの事業を行う者として市長の登録を受けた者から当該登録に係る基準該当障害福祉サービスを受けたときは、当該基準該当障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給する。

（特例介護給付費等の支給申請）

第9条 省令第31条第1項及び第34条の4第1項の規定による支給申請は、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給申請書（様式第14号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、支給の可否の決定を行い、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給（不支給）決定通知書（様式第15号）により、当該申請者に通知するものとする。

(特例介護給付費等の額)

第10条 法第30条第3項に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）で定める額とし、法第35条第1項の規定する特例特定障害者特別給付費の額は、令第21条の3の規定によりその基準とされる額とし、法第51条の15第2項に規定する特例地域相談支援給付費の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）で定める額とする。

(サービス等利用計画案の提出を求める手続)

第11条 省令第12条の3及び省令第34条の37に規定するサービス等利用計画案の提出を求めるときは、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書（様式第16号）により行うものとする。

(計画相談支援給付費の支給の申請等)

第12条 省令第34条の54第1項に規定する計画相談支援給付費の支給の申請書は、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書（様式第17号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、計画相談支援給付費の支給の要否を決定し、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書（様式第19号）により申請者に通知するものとする。

(指定特定相談支援事業者の決定又は変更の届出)

第13条 前条第2項の規定により計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書を受けた計画相談支援申請者は、サービス利用計画の作成を依頼する指定特定相談支援事業者を決定し、又は変更したときは、計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書（様式第18号）により、市長に届け出なければならない。

(モニタリング期間の変更)

第14条 市長は、継続サービス利用支援に係るモニタリング期間を変更する場合は、モニタリング期間変更通知書（様式第20号）により、第12条第2項に規定する支給決定を受けた者に通知するものとする。

(計画相談支援給付費の支給の取消し)

第15条 省令第34条の55第2項に規定する支給の取消しを行ったときの通知は、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書（様式第21号）によるものとする。

（高額障害福祉サービス費の支給申請）

第16条 省令第65条の9の2第1項の支給申請は、高額障害福祉サービス費支給申請書（様式第22号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、支給の可否の決定を行い、高額障害福祉サービス費支給（不支給）決定通知書（様式第23号）により、当該申請者に通知するものとする。

（自立支援医療の支給申請）

第17条 省令第35条第1項の規定による支給申請は、自立支援医療費（育成・更生・精神通院）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第24号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、支給を決定したときは、自立支援医療（育成・更生医療）支給認定決定通知書（様式第25号）に自立支援医療受給者証（様式第26号）を添えて、不支給を決定したときは、自立支援医療（育成・更生医療）却下通知書（様式第27号）により、当該申請者に通知するものとする。

（自立支援医療の変更申請）

第18条 省令第45条第1項の規定による変更申請は、自立支援医療費（育成・更生・精神通院）支給認定申請書（新規・再認定・変更）によるものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、変更することと決定したときは、自立支援医療（育成・更生医療）支給変更決定通知書（様式第28号）に自立支援医療受給者証を添えて、不支給決定としたときは自立支援医療（育成・更生医療）却下通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（自立支援医療費の記載事項変更届）

第19条 省令第47条第1項に規定する届出は、自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療・更生医療・精神通院）（様式第29号）によるものとする。

（医療受給者証の再交付申請）

第20条 省令第48条第1項の規定による申請は、自立支援医療費（育成・更生医療）受給者証再交付申請書（様式第30号）によるものとする。

（自立支援医療費の支給認定の取消）

第21条 省令第49条第1項の規定による通知は、自立支援医療（育成・更生医療）支給認定取消通知書（様式第31号）によるものとする。

（補装具費の支給）

第22条 省令第65条の7の規定による支給申請は、補装具費（購入・修理）支給申請書（様式第32号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、支給を決定したときは、補装具費支給決定通知書（様式第33号）に補装具費支給券（様式第34号）を添えて、不支給を決定としたときは、却下決定通知書（様式第35号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の補装具費支給券の交付を受けた補装具費支給対象障害者等は、これを当該支給に係る補装具の販売事業者又は修理事業者に提出し、補装具の交付又は修理を受けるものとする。

（その他）

第23条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。